帯広圏都市計画地区計画の決定（帯広市決定）

都市計画西１９条北地区地区計画を次のように決定する。

１　地区計画の方針

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td>西１９条北地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td>帯広市西１９条北２丁目から北３丁目までの一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　域</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　　積</td><td>約２８．３ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>当該地区は、帯広市の中心部から北西約４．５kmに位置し、労働力の確保に有利であり、既存の工業団地に隣接しているため幅広い業種の事業所との取引が容易であるほか、近傍の各種研究・教育機関等から様々な支援も受けやすい環境となっている。また、高速道路や幹線道路等からのアクセス・利便性に優れているほか、北海道有数の流域面積を誇る十勝川によって形成された良好な地盤などの優位性を兼ね備えた地区である。
そこで本計画では、恵まれた土地の優位性を活かし、環境に配慮された工場の立地を図るとともに、地域産業の付加価値向上に資する食料品製造加工業や流通関連業等を集積することで、地域経済全体の発展に寄与することを目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発及び保全に関する方針</td><td>土地利用の方針</td><td>当該地区は、既に形成されている市街地との調和を図り、環境に配慮した地場産物の製造加工業、その加工品販売及び流通関連業等を主体とした業務機能を集積しつつ、既存の工業団地の利便性を高め、相乗効果を発揮することで地域経済全体の発展に寄与するよう、合理的な土地利用を図る。</td></tr>
<tr><td>地区施設の整備の方針</td><td>当該地区内の区画道路及び緑地については、開発行為により計画的に整備されることからその機能の維持・保全を図る。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備の方針</td><td>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、騒音規制法や悪臭防止法などの環境関連法を遵守するとともに、産業用地としての良好な環境を創出するため、建築物等に関する制限を次のように定める。

１　地域産業全体の付加価値向上が図られるよう、地区にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。

２　敷地の細分化による工業環境の悪化を防止するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。

３　敷地の道路及び隣地に面する部分には、植栽等による緑化が図られるよう、「壁面の位置の制限」を定める。</td></tr>
</table>

２　地区整備計画

<table>
<tr><td rowspan="6">地区整備計画</td><td colspan="2">名称</td><td>西１９条北地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">区域</td><td>計画図表示のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">面積</td><td>約２８．３ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物等に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は建築してはならない。
（１）住宅
（２）共同住宅、下宿
（３）老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
（４）図書館、博物館その他これらに類するもの
（５）神社、寺院、教会その他これらに類するもの
（６）物品販売業を営む店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が５００㎡を超えるもの
（７）上記以外の店舗
（８）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設
（９）マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売所、場外車券売場その他これらに類するもの
（10）カラオケボックスその他これに類するもの
（11）畜舎
（12）大気汚染防止法に規定する一般粉じん施設及び特定粉じん施設を扱う工場</td></tr>
<tr><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td>１，０００㎡</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限</td><td>建築物（附属建築物で軒高２．３ｍ以下のものを除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は、都市計画道路「工業団地通」「北２線通」「西８号通」は３．０ｍとし、それ以外の敷地境界線は１．０ｍとする。
ただし、この地区計画が決定された際、現に存する建築物について、増築、改築を行う場合、当該増築、改築部分が敷地境界線から上記に規定する数値以上となる場合は、この限りでない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td>用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。</td></tr>
</table>

（理由）
既に形成されている市街地との調和を図りつつ、地域産業全体の付加価値向上に資する合理的な土地利用を図るため、地区計画を定める。

帯広圏都市計画　西19条北地区地区計画　位置図

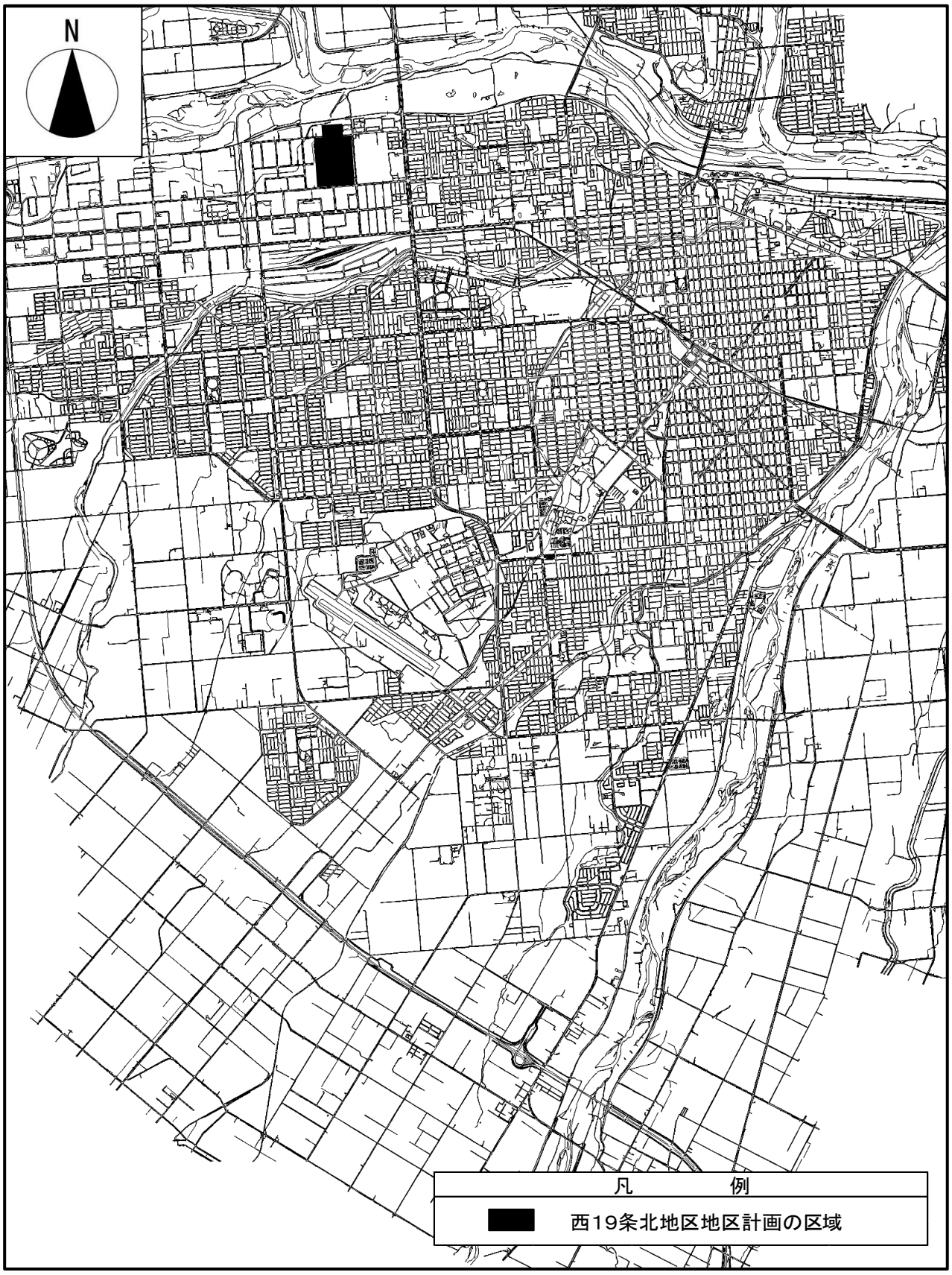
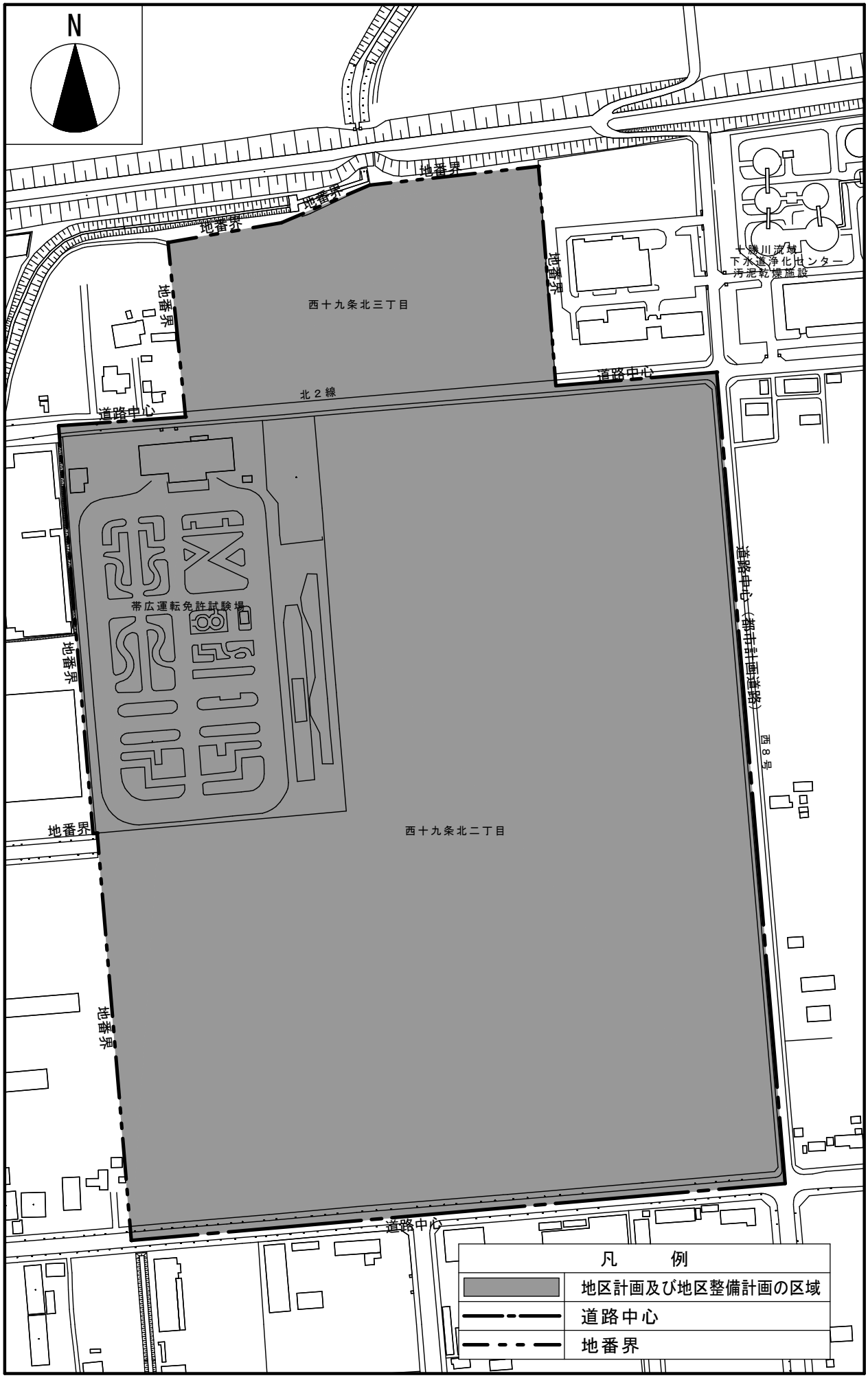
帯広圏都市計画 西１９条北地区地区計画 計画図